

別紙1

「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令	電子手続府令
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	特定有価証券開示府令
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件(金融庁告示)	入出力装置告示
開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について	電子開示手続等ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	●電子手続府令	
	(電子開示手続等に係る届出)	
1	既提出者が新システムへの移行を円滑に行えるようにするため、新システムが稼動する平成 20 年 3 月 17 日より前に、開示書類提出に先立ち必要となる手続(新旧EDINETコード体系の確認、ユーザーパスワードの変更、提出者及びファンド情報の補完など)を行えるよう検討してほしい。	<p>新システムの稼動開始日である平成 20 年3月 17 日より前においては、新システムへ移行するためのデータ移行作業等を行う必要があることから、提出者が事前に新システムにログインして作業を行うことはできません。</p> <p>なお、新旧 EDINET コード対応表については、すでに金融庁ホームページに掲載しております。</p> <p>そのほか、ユーザーパスワード、提出者及びファンド情報の補完などについては、新システムに多くの情報が移行すること等から、新システム稼動時の作業については軽減されているものと考えております。</p>
	●入出力装置告示(電子開示手続等ガイドライン EDINET概要書参照)	
	(XBRL形式による財務諸表の提出時期)	
2	任意提出期間を設けることが可能かどうか検討してほしい。	<p>任意提出期間を設けることは考えておりません。</p> <p>「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」(平成 18 年3月 28 日決定)に基づき、開示書類利用者の利便性の向上等を目的として XBRL の導入を行うため、平成 20 年4月1 日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表等を提出する場合から、すべての対象書類について一斉に適用することとしているものです。</p>
	●電子開示手続等ガイドライン	
	▼書類提出操作ガイド	

(書類提出)		
3	書類提出の際、XBRLファイルをHTML形式で閲覧することができるのは提出端末だけか。XBRLファイルをHTML形式で閲覧するためのツールを用意し、提供してほしい。	XBRLファイルについては、EDINET により変換される HTML ファイルをダウンロードすることで、提出端末以外でも閲覧が可能です。
▼提出書類ファイル仕様書		
(提出書類の作成)		
4	シリーズファンドを構成する個別ファンドのうち2本目以降の財務諸表部分の記載については【 】なしで設定する(目次項目にならない)こととなるが、その場合でも、ウェブ上は個別ファンドごとに表示して確認できるとの理解でよいか(特定有価証券開示府令第4号様式関係)。	新システムにおいては、2本目以降のファンドについても【 】付きで設定することができます。したがって、新システムにおいては、個別ファンドごとの財務諸表を表示して確認することが可能です。
▼勘定科目の取扱いに関するガイドライン		
(勘定科目の選定等)		
5	タクソミ勘定科目の「商品及び製品」に対して「商品及び製品等」を勘定科目として使用する場合を「軽微な意味の差異がある場合」の例示としているが、「重要な意味の差異がある場合」の「使用したい勘定科目が EDINET タクソミの勘定科目よりも広い意味」に該当するのではないか。	本ガイドラインにおいて例示している「商品及び製品等」は、「等」の付かない「商品及び製品」と同様のものを想定しており、「軽微な意味の差異がある場合」の取扱いとして紹介しています。「等」に相当する部分に重要な意味があると考えられる場合には、別途紹介している重要な意味の差異がある場合の取扱いにより、ご判断いただくことになります。
6	タクソミ勘定科目と使用したい勘定科目の不一致内容の判断及び勘定科目を提出会社が独自に追加するか否かの判断は各社が自主的に行うことができるとの理解でよいか。	原則として、各社の実態に応じ、EDINET タクソミの勘定科目を使用して財務諸表等を作成いただくことになります。ただし、EDINET タクソミの勘定科目が使用できない場合には、企業別タクソミにおいて独自の勘定科目を追加することとなります。これらの判断は、各社がその実態に基づき行うこととなりますが、財務諸表等利用者における比較可能性なども考慮して、できるだけ EDINET タクソミを使用して下さるようお願いいたします。
7	前期の財務諸表について当期の変更後の勘定科目を使用して開示することができる場合、注記事項も変更後の勘定科目を使用して開示することになるとの理解でよいか。	貴見のとおり。
8	XBRLの導入による表示方法の変更は、一律、ガイドライン8の3-2ただし書に該当するものとするを検討してほしい。	XBRL の導入による勘定科目の変更であっても変更の内容が明瞭に判断できない場合には、変更の内容を記載することが必要と考えられます。
(勘定科目リスト)		
9	有価証券の減損処理に係る四半期洗替法を採用した場合、第2四半期や第3四半期の3か月の損益計算書では「有価証券評価損戻入益」が生じる場合がある。このような場合に対応するため、適当な科目設定をしてはどうか。	EDINET タクソミには、財務諸表等規則等に規定のある勘定科目及び開示実務において広く一般的に使用されている勘定科目が用意されていると考えております。 なお、新たに開示されることとなる四半期財務諸表については、今後の開示実務の状況等に応じて勘定科目追加の要否の検討を行っていきたいと考えております。
10	法令等の改正により、勘定科目の追加、削除が行われる場合には、タクソミが適宜修正されるとの理解でよいか。投信協会会計規則((社)投資信託協会が制定する投資信託に関する会計規則及	法令等の改正があった場合、必要に応じ、EDINET タクソミを適宜修正することになるものと考えております。投資信託受益証券の EDINET タクソミについても、投信協会会計規則を参考に

	び同細則)の改正についても同様との理解でよい か。	作成しているため、当該規則の改正があった場合 には、必要に応じて EDINET タクソミを修正する ことになるものと考えております。
11	投信協会会計規則に規定されている勘定科目 を追加してほしい。	投資信託受益証券の EDINET タクソミは、「投 資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理 府令第 133 号)及び投信協会会計規則を参考に作 成しており、実務において一般的に使用されてい る勘定科目が用意されていると考えております が、今後の開示実務の状況等に応じて勘定科目 追加の可否の検討を行っていきたいと考えており ます。
12	学校法人用の標準科目を追加してほしい。 具体的には、貸借対照表の「図書」について、 「減価償却累計額」、「減損損失累計額」の追加が 必要である。 また、「減価償却引当特定資産」について、「退 職給付引当特定資産」、「施設設備拡充引当特定 資産」、「奨学基金引当特定資産」など多様なもの があるので追加を検討してほしい。 キャッシュ・フロー計算書の「施設設備引当特定 資産への支出」について、上記のように多様な 「引当特定資産」が想定されるので追加を検討し てほしい。	「有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則」(平成 19 年文部 科学省令第 36 号)に基づいて勘定科目の設定を しておりますが、当該規則における今後の改正及 び開示実務の状況等に応じて勘定科目追加の要 否の検討を行っていきたいと考えております。
13	社会医療法人用の標準科目を追加してほし い。 具体的には、たな卸資産について、B 郡科目 (開示実務上広く一般的に使用されている勘定科 目)の追加を検討してほしい(たな卸資産につい ては、一括で「たな卸資産」科目となっているよ うなことがあるが、実務的には医薬品、診療材料、 給食材料、貯蔵品等に分類することもあると思わ れるため)。	「社会医療法人債を発行する社会医療法人の 財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規 則」(平成 19 年厚生労働省令第 38 号)に基づいて 勘定科目の設定をしておりますが、当該規則にお ける今後の改正及び開示実務の状況等に応じて 勘定科目追加の可否の検討を行っていきたいと 考えております。
●その他		
(財務諸表等規則関係)		
14	今回の改正に関連して、各種財務諸表等の規 則は改正されるのか。	財務諸表等規則等の改正により財務諸表の様 式の変更(体裁の変更)等を行うことを予定して おります。